

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律による

指定医療機関の手引き

平成 30 年 3 月

八 戸 市

目 次

第1	指定医療機関とは	1
第2	指定基準	1
	(1) 指定の要件	1
	(2) 指定の取消	2
第3	指定申請	2
第4	指定後の届出事項	2
第5	指定の更新	5
第6	指定医療機関の義務	5
	(1) 医療担当義務	5
	(2) 診療方針及び診療報酬に関する義務	5
	(3) 指導等に従う義務	5
	(4) 変更等の届出の義務	6
第7	指定医療機関に対する指導	6
	(1) 一般指導	6
	(2) 個別指導	6
第8	指定医療機関に対する検査	6
	(1) 行政上の措置	6
	(2) 経済上の措置	7
第9	医療扶助の内容	7
	(1) 医療給付の範囲	7
	(2) 診療方針及び診療報酬	8
第10	医療扶助の諸手続きについて	8
	(1) 医療扶助の申請	8
	(2) 医療の要否の確認	8
	(3) 医療券の発行	8
	(4) 診療報酬の請求	9

第1 指定医療機関とは

市長は、医療機関開設者の申請により、生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定することとなっており、この指定を受けた医療機関を指定医療機関といいます。

第2 指定基準

(1) 指定の要件

生活保護法第49条の2第2項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、市長は指定医療機関の指定をしてはならないことになっています。また、同条第3項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定ができません。

(欠格事由の例)

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。
- ・申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者が指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し、不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けた者であるとき。
- ・医療扶助のための医療を担当させる機関として、著しく不相当と認められる者であるとき。

(2) 指定の取消

指定医療機関が、生活保護法第51条第2項各号のいずれかに該当するとき、市長は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

(取消要件の例)

- ・ 指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。
- ・ 指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・ 指定医療機関が診療報酬を不正に請求したとき。
- ・ 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。

第3 指定申請

この指定を受けようとする医療機関は、八戸市ホームページから申請書類をダウンロードし、八戸市生活福祉課へ提出してください。

第4 指定後の届出事項

生活保護法指定医療機関となった後は、「届出事項一覧」の事由が生じた場合、指定申請と同様、八戸市ホームページから申請書類をダウンロードし、八戸市生活福祉課へ届出をしてください。

指定後の届出事項一覧

・医療機関

届出を要する場合	届出書類
①医療機関の名称を変更したとき	変更届出書
②医療機関の所在地の地名又は番地が地番整理により変更されたとき	
③医療機関の開設者の名称（開設者が個人の場合は氏名）を変更したとき	
④医療機関の管理者の氏名及び住所を変更したとき	
⑤医療機関を休止したとき	休止届出書
⑥休止していた医療機関を再開したとき	再開届出書
⑦医療機関が移転したとき	廃止届出書
⑧医療機関の開設者を変更したとき（交代、個人から法人、法人から個人） 合わせて新規の申請書の提出が必要 ※法人の代表者変更の場合は届出不要	
⑨医療機関の規模を変更したとき	
※⑦から⑨の場合で、引続き指定医療機関の指定を希望する場合には、新たに開設した 医療機関の指定申請書を併せて提出する。	
⑩医療機関の開設者（個人）が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
⑪医療機関を廃止したとき	
⑫生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑬生活保護法による指定を辞退しようとするとき（30日以上の予告期間が必要）	辞退届出書

・ 施術者

届 出 を 要 す る 場 合	届出書類
①施術者の氏名が改姓等により変更されたとき	変更届出書
②施術者が転居により住所を変更されたとき（施術所を開設していない施術者に限る）	
③施術者の住所地の地名（番地）が地番整理により変更されたとき	
④施術所の名称及び所在地が変更されたとき （勤務先施術所の変更、退職し個人で訪問を行う場合を含む）	
⑤施術者が業務を休止したとき	休止届出書
⑥休止していた業務を再開したとき	再開届出書
⑦施術者が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	廃止届出書
⑧施術者が業務を中止したとき	
⑨勤務施術者が転居により、指定する者が変更となったとき 施術所開設者の場合、施術所の所在地の変更に伴い指定するものが変更になったとき	廃止届出書 （転居先へは新規申請）
⑩生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑪生活保護法による指定を辞退しようとするとき（30 日以上の予告期間が必要）	辞退届出書

第5 指定の更新

指定医療機関の指定有効期間は6年です。6年ごとに更新を受けなければ指定の効力を失います。ただし、指定医療機関のうち、個人開業の病院若しくは診療所（医科、歯科）又は薬局については、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申し出がない時は、更新の申請があったものとみなし、更新手続きの必要はありません。更新手続きが必要な場合は、八戸市生活福祉課から、更新の通知とともに申請書類を郵送します。生活保護法指定医療機関の指定更新を希望する場合は、必要書類を八戸市生活福祉課まで提出してください。

※個人開業の病院若しくは診療所（医科、歯科）又は薬局とは、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤を行っている者、又はその配偶者等（同一世帯）のみが診療若しくは調剤に従事している者を指します。

第6 指定医療機関の義務

指定医療機関は、生活保護法に基づく次のような義務が定められているため順守してください。

(1) 医療担当義務

指定医療機関は、懇切丁寧に被保護者の医療を担当すること。（法第50条第1項）

(2) 診療方針及び診療報酬に関する義務

・指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によること。これによることが適当でないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところ（「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（昭和34年5月厚生省告示125号））によること。（法第52条）

・診療内容及び診療報酬の請求について市長の審査を受け、市長の行う診療報酬額の決定に従うこと。（法第53条第2項）

(3) 指導等に従う義務

・指定医療機関は、被保護者の医療について市長の行う指導に従うこと。（法第50条第2項）

・市長が医療扶助に関して必要があると認める場合に、当該職員に対して行わせる立入り検査に応じること。（法第54条第1項）

(4) 変更等の届出の義務

指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他、厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止、休止、再開したときは、10日以内に市長へ届出ること。（法第50条の2）

第7 指定医療機関に対する指導

市長は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう、指定医療機関に対し制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図るために指導を行うこととされています。

なお、市長の行う指導については、指定医療機関はこれに従わなければならないことが法律で定められており（法第50条第2項）、この指導に従わないときは、指定を取り消されることもあります。指導の形態は、一般指導と個別指導の2種類があります。

(1) 一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により行います。

(2) 個別指導

個別指導は、指導の対象となる指定医療機関において、個別に面接懇談方式により行います。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行う場合があります。

第8 指定医療機関に対する検査

被保護者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む）と診療録（調剤録を含む）その他の帳簿書類の照合、設備等の実地調査により行います。検査の結果によっては、行政上の措置、経済上の措置を行う場合があります。

(1) 行政上の措置

- ・ 指定取消、効力停止
- （ア）故意に不正又は不当な診療を行ったもの

- (イ) 故意に不正又は不当な診療を行ったもの
- (ウ) 重大な過失により不正又は不当な診療をしばしば行ったもの
- (エ) 重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの
- ・ 戒告
- (ア) 重大な過失により不正又は不当な診療を行ったもの
- (イ) 重大な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの
- (ウ) 軽微な過失により不正又は不当な診療をしばしば行ったもの
- (エ) 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの
- ・ 注意
- (ア) 軽微な過失により不正又は不当な診療を行ったもの
- (イ) 軽微な過失により不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

(2) 経済上の措置

・市長は、検査の結果、診療及び診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払う予定の診療報酬額からこれを控除させるよう措置します。ただし、当該指定医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は、これを保護の実施機関へ直接返還させるよう措置します。

・市長は、不正又は不当な診療及び診療報酬の請求があり、未だその診療報酬の支払いが行われていないときは、すみやかに支払基金に連絡し、当該指定医療機関に支払うべき診療報酬額からこれを控除するよう措置します。

・指定取消の処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止処分を行った場合には、原則として、生活保護法第 78 条第 2 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額も保護の実施機関へ支払うよう措置します。

第 9 医療扶助の内容

(1) 医療給付の範囲 (法第 15 条)

- ・ 診 察
- ・ 薬剤又は治療材料
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 移送

(2) 診療方針及び診療報酬

医療扶助の診療方針及び診療報酬は国民健康保険の例、指定医療機関医療担当規程及び「生活保護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬」によることとされています。

第 10 医療扶助の諸手続きについて

(1) 医療扶助の申請

被保護者は医療機関を受診したい旨を申請し、医療券、要否意見書の交付を受けます。来院時にこれらの書類を提出しますので、内容を確認し、診療を行ってください。ただし、被保護者への負担を軽減するため、八戸市福祉事務所から医療機関へ医療券を送付する場合があります。なお、中国残留邦人等については、すべて八戸市福祉事務所から医療機関へ医療券と要否意見書を送付します。

(2) 医療の要否の確認

医療の内容は多種多様であり、その必要性、内容及び程度の決定に当たっては専門的・技術的判断が要請されます。このため、福祉事務所は、指定医療機関の意見を基に医療扶助による各給付の決定を行う必要がありますので、福祉事務所で発行する各給付要否意見書へ記入してください。なお、指定医療機関は各種要否意見書の記入について、無料で行うこととなります。(指定医療機関医療担当規程第 7 条)。

(3) 医療券の発行

医療扶助が決定された場合は、福祉事務所から医療の種類（入院、入院外、歯科、調剤、訪問看護）に応じて、医療券・調剤券(以下「医療券等」という。)が発行されます。医療券等は歴月を単位として発行され、継続的な治療が必要と判断された場合の医療券等については、毎月 25 日前後に一括発送を行い、その他については随時発行しています。

(4) 診療報酬の請求

指定医療機関が診療報酬を請求するには、医療券を受領した後、診療報酬明細書等に請求内容を記載して、社会保険診療報酬支払基金青森支部に提出してください。ただし、医療券に本人支払額の記載がある場合は、記載された金額を上限として直接患者から徴収すべきものですので、公費の請求額には含めないよう気をつけてください。

【お問合せ】

〒031-8686

八戸市内丸一丁目1-1

八戸市生活福祉課

T E L 0178-43-9085 (直通)

F A X 0178-43-2285